

消防署 だより

松前消防署 ☎ 984-3404
FAX 984-4011

野焼きについて



お米の収穫が終わるこの時期は、稲わらなどの処理に伴い火を使用する機会が増えます。火が風にあおられると大規模な火災につながる恐れがあるため、十分な注意が必要です。

野焼きは法律で原則禁止！

野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第16条の2により原則禁止されています。

農業・林業・漁業に伴うやむを得ない焼却や地域の伝統行事など一部例外はありますが、煙や臭いで近隣に迷惑をかけたり、火災の危険がある場合は、指導の対象になることもあります。

林野火災注意報・警報の確認

令和8年1月1日から林野火災注意報・林野火災警報の運用が始まりました。（発令期間は1月1日～5月31日まで）

●林野火災注意報（努力義務）

降水量や乾燥といった条件により、林野火災が発生・延焼しやすい危険な状況です。発令時には、その地域では屋外での火の使用を控えるよう努める必要があります。

●林野火災警報（義務）

林野火災注意報の条件に加えて、強風注意報が発表され、林野火災が大規模化しやすい危険な状況です。発令時には、その地域では屋外での火の使用が禁止されます。
※ 罰則がある場合あり



詳しくは、伊予消防等事務組合のホームページ（右のQRコード）で確認を▶



野焼きを行うときの注意点

※ 農業用廃ビニールなどの焼却は認められていません。

- 1 消防署に届け出をしましょう。（消防署が事前に把握するためのもので、野焼きを容認するものではありません）
- 2 周囲の住宅環境に配慮し、声掛けを行うなど苦情が出ないように努め、目を離さず焼却できる体制を組みましょう。
- 3 わらや草はよく乾燥させ、大量の煙が出ないように工夫しましょう。
- 4 すぐに消火できるよう水バケツ、消火器などを準備しましょう。
- 5 風向きを十分考慮し、風が強い日や空気が乾燥している日は避けましょう。
- 6 風で周囲に影響が出始めたら中止しましょう。
- 7 日中で作業を終わらせ、消火したことを必ず確認しましょう。

農業に伴う野焼きにご理解を

野焼きの必要性

本町で盛んな二毛作では、次の作物の播種までの期間が非常に短いことから、稲わらなどをより早く分解させるために野焼きを行い、すき込む必要があります。

町民の皆さんは、農業に伴う野焼きに対してご理解をお願いします。



問 産業課農業水産振興係 ☎ 985-4119